

高岡市地域防災計画（風水害・土砂災害・火災対策編）新旧対照表

旧（現行）	新（修正案）	備考
凡例：<u>下線</u> 修正箇所 高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災対策編 修正案 令和<u>5</u>年<u>9</u>月改定		
	高岡市地域防災計画 風水害・土砂災害・火災対策編 令和<u>8</u>年__月改定	

第 1 章 災害予防計画			
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）			
第 1 自主防災組織等の取り組み			
1 自主防災組織の取り組み			
(1) 平常時の活動			
(略)		県災害対応検証を踏 まえた修正	
オ 防災訓練 <u>(追加)</u> の実施			
(略)		市災害対応検証を踏 まえた修正	
<u>(新設)</u>			
<u>(新設)</u>		県災害対応検証を踏 まえた修正	
(2) 災害時の活動			
ア 情報収集・伝達（各防災会内）		県災害対応検証を踏 まえた修正	
<u>(新設)</u>			
<u>イ</u> 初期消火		市災害対応検証を踏 まえた修正	
<u>ウ</u> 避難誘導			
<u>エ</u> 被災者の救出及び救護活動		県災害対応検証を踏 まえた修正	
<u>オ</u> 傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者の安全確保			
2 校下（地区）自主防災組織連絡協議会の取り組み		市災害対応検証を踏 まえた修正	
(1) 平常時の活動			
(略)		市災害対応検証を踏 まえた修正	
<u>(新設)</u>			
第 2 自主防災組織等に対する支援等		県災害対応検証を踏 まえた修正	
1 自主防災組織等に対する支援等			
(1) 自主防災活動に対する支援			
市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言や訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。 <u>(新設)</u>			
第 1 章 災害予防計画			
第 2 節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）			
第 1 自主防災組織等の取り組み			
1 自主防災組織の取り組み			
(1) 平常時の活動			

(2) 自主防災組織の育成・防災リーダーの育成 (略) また、<u>地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを育成する。</u> 2 関係機関との連携等 (3) 地域の防災拠点づくりの推進 市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、市民の誰もが気軽に訪れることができ、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」を地域の防災拠点として位置付ける。 また、市は、国及び県と連携し、防災機能を有する「道の駅」の機能強化に努める。 <u>(新設)</u> 第 4 その他の防災対策 1 要配慮者への配慮 (略) <u>近年、高齢者</u>、障がい者、外国籍市民等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場所において、<u>(追加)</u> 要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。 第 3 節 防災知識の普及及び訓練 第 1 防災教育 2 市民等に対する防災知識の普及 (1) 市民に対する防災知識の普及 災害発生時には、市民、市、関係機関が一体となり迅速な防災活動を行い、被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、市は以下の団体・組織に対して、専門家の

<u>るなど、</u>子供から高齢者まで、分かりやすい周知に努める。 また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果<u>等</u>を示しながらその危険性 <u>(追加)</u> を周知するものとする。 (2) 要配慮者等に対する防災知識の普及 (略) また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど <u>(追加)</u> 双方の <u>(追加)</u> 視点に十分配慮する <u>(追加)</u>。 (5) 関係機関における防災教育・訓練 職員 <u>(追加)</u> に対し、地震発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有な防災対応等の教育に努め、<u>(追加)</u> とともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。 (略) (6) 防災訓練の充実 訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上、地震・津波等による被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境等について具体的な設定を行<u>い、</u>参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能
--

1市職員の防災訓練計画 (略)	<table> <tr> <th>訓練名称</th><th>訓練内容</th></tr> <tr> <td>ア 総合防災訓練</td><td>災害時における防災活動の円滑な実施を期し、関係機関、住民、事業所等と連携し、消火、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した総合的なわがまち訓練</td></tr> <tr> <td>イ 職員参集訓練</td><td>勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため行う訓練</td></tr> <tr> <td>ウ 災害対策本部設置・運営訓練</td><td>発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げや的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図る訓練</td></tr> <tr> <td>エ 消防訓練</td><td>消防機関が大規模災害を想定し、地域住民や消防団 <u>(追加)</u> と一体となって行う訓練</td></tr> <tr> <td>オ 避難訓練</td><td>児童・生徒、患者等が的確に避難できるように、学校・病院・社会福祉施設・介護老人保健施設等において、定期的を実施する訓練</td></tr> <tr> <td>カ 水防訓練</td><td>洪水が予想される時期の前に行う、洪水の可能性がある地区において実施する訓練</td></tr> <tr> <td>キ 無線通信訓練</td><td>地震発生時に有線通信が不通になることを想定した、市地域防災無線機を用いる通信訓練 非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直し</td></tr></table>	訓練名称	訓練内容	ア 総合防災訓練	災害時における防災活動の円滑な実施を期し、関係機関、住民、事業所等と連携し、消火、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した総合的なわがまち訓練	イ 職員参集訓練	勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため行う訓練	ウ 災害対策本部設置・運営訓練	発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げや的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図る訓練	エ 消防訓練	消防機関が大規模災害を想定し、地域住民や消防団 <u>(追加)</u> と一体となって行う訓練	オ 避難訓練	児童・生徒、患者等が的確に避難できるように、学校・病院・社会福祉施設・介護老人保健施設等において、定期的を実施する訓練	カ 水防訓練	洪水が予想される時期の前に行う、洪水の可能性がある地区において実施する訓練	キ 無線通信訓練	地震発生時に有線通信が不通になることを想定した、市地域防災無線機を用いる通信訓練 非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直し
訓練名称	訓練内容																
ア 総合防災訓練	災害時における防災活動の円滑な実施を期し、関係機関、住民、事業所等と連携し、消火、救出・救護、情報収集・伝達等各種の内容を包含した総合的なわがまち訓練																
イ 職員参集訓練	勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため行う訓練																
ウ 災害対策本部設置・運営訓練	発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げや的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図る訓練																
エ 消防訓練	消防機関が大規模災害を想定し、地域住民や消防団 <u>(追加)</u> と一体となって行う訓練																
オ 避難訓練	児童・生徒、患者等が的確に避難できるように、学校・病院・社会福祉施設・介護老人保健施設等において、定期的を実施する訓練																
カ 水防訓練	洪水が予想される時期の前に行う、洪水の可能性がある地区において実施する訓練																
キ 無線通信訓練	地震発生時に有線通信が不通になることを想定した、市地域防災無線機を用いる通信訓練 非常通信協議会を中心に無線設備の保守点検や柔軟かつ複数の非常通信ルートの見直し																

<u>(新設)</u> また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>(新設)</u> 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化 <u>(追加)</u> するなど、災害時に活用できる人材を確保 <u>(追加)</u> 即応できる体制の整備に努める。また、<u>(追加)</u> 退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）<u>(追加)</u> の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	計画・マニュアルなどの改定などを行う。 <u>特に、市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制（動員体制の明確化、参集状況を踏まえたバックアップ体制の確立、参集可否の連絡方法等）、安否確認</u>
--	---

第 4 各主体の役割 1 市民 (略) (新設) 2 事業所・企業（各種施設管理者） (略) ウ 業務継続計画（BCP）の策定(追加) (新設) 第 4 節 災害に強いまちづくり <対策の方針（達成目標）> (略) その他、防災活動拠点の整備、公共施設の防災体制を整備するほか、住民情報のデータ保護に併せ、被災者支援システム導入の検討を行う。 第 1 災害に強いまちづくり 2 風水害に強いまちづくり (略) (新設) 第 2 防災活動拠点の整備 2 地域型防災活動拠点の整備 また、避難・救援活動に必要な資機材については、計画的に配備するほか、現在防災用資機材を常備（今後の計画的配備分を含む。）している消防署・出張所及び消防団器具置場との連携を強化し、地域型防災活動拠点の機能強化を図る。 (新設) (略) 第 3 代替性を備えた緊急輸送道路の確保 (略) 国、県及び市は、緊急輸送ルート of 確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格	第 4 各主体の役割 1 市民 (略) ク 総合防災訓練等への積極的
---	---

道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（追加）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 （略）	道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 （略）	国の防災基本計画の記載に合わせ修正
第 4 市民・事業者等による防災まちづくりの推進 2 事業所・企業の取り組み ウ 災害危険箇所、地すべり危険箇所等の開発行為に适当でない区域は、開発計画に含めないようにする。また、やむを得ず含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。	第 4 市民・事業者等による防災まちづくりの推進 2 事業所・企業の取り組み ウ 土砂	

(略) <u>(新設)</u>	(略) <u>また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</u>	
第 8 節 避難所事前対策	第 8 節 避難所事前対策	
第 1 避難所の指定等	第 1 避難所の指定等	
2 避難所の指定	2 避難所の指定	
(1) 指定緊急避難場所 市は、災害種別に応じて災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う避難所開設運営要員を定める等管理体制を整備する。 <u>(新設)</u>	(1) 指定緊急避難場所 市は、災害種別に応じて災害及びその二次災害の恐れのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとし、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う避難所開設運営要員を定める等管理体制を整備する <u>また、市は避難者が迅速に避難できるよう、市の職員や施設管理者が不在でも拠点避難所等（小・中学校等）の指定緊急</u>	

4避難所の開設体制等の整備 (略) カ災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・避難所運営要員等の参加による、実践的(追加)な避難所運営訓練を実施する。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 5避難所における施設・設備の整備 (新設)	4避難所の開設体制等の整備 (略) カ災害時に迅速な対応が可能となるよう、地域住民・避難所管理者・避難所運営要員等の参加による、実践的・定期的な避難所運営訓練を実施する。 キ市は、県が作成する広域避難における関係機関の連携・協力体制や避難先の開設運営方法、広域避難者の受入市における広域避難者への支援の範囲等に関するマニュアルをもとに、市のマニュアルの整備に努めるものとする。他市町村からの避難者の情報を市町村間で共有するために、広域避難者を管理するシステムの活用を検討する。 また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを平常時から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。 ク市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有する専門家、NPO・ボランティア・民間事業者等との定期的な情報交換を行い、連携を強化し、円滑な避難所運営ができる体制
--	---

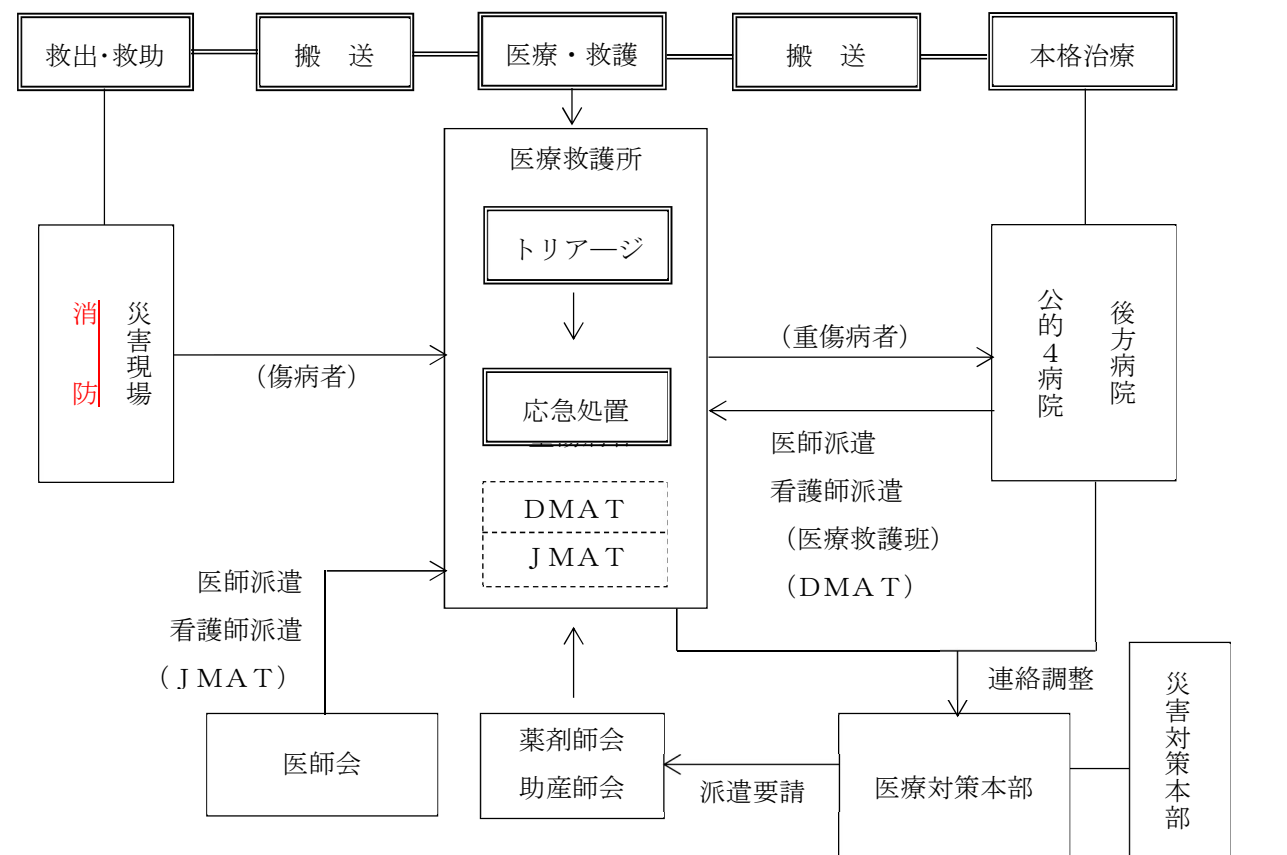
(1) 避難所 (略) ウ 仮設（携帯）トイレ、<u>(追加)</u> 非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液、生理用品、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(1) 避難所 (略) ウ 仮設（携帯）トイレ、<u>マンホールトイレ、マット、ガス設備、</u>非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、マスク、消毒液、生理用品、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備 (略) <u>カ ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量（備蓄の拡充）を検討する。</u> <u>また、キッチンカー団体やキッチンカーを保有する民間事業者との災害応援協定の締結等により、温かい食事を提供できる体制を整備する。</u> <u>さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u> <u>キ 令和6年能登半島地震において活用されたトイレカー、断</u>
---	--

(2) 避難誘導体制の確立等 避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、日頃から関係住民への周知を図り、速やかに避難できるよう、避難圏域・避難路を考慮した避難計画の策定、防災行政無線等の整備を進める。 (略) (新設) (新設)	計画的な道路整備の検討及び道路寸断の要因となる倒木の適切な管理に努めるものとする。 また、市及び県は、季節や気象条件を考慮した孤立集落へのアクセス方法を検討し、空や海からの救助・物資輸送を想定したヘリコプターの離着陸やエアクッション艇の揚陸が可能な地点の調査に努めるものとする。 (2) 避難誘導体制の確立等 避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、日頃から関係住民への周知を図り、速やかに避難できるよう、避難圏域・避難路を考慮した避難計画の策定、防災行政無線等の活用を進める。 (略) (6) 防災力向上への支援 市は、孤立化のおそれのある集落における地区防災計画の策定や、停電や断水等のライフラインの途絶に対応できるオフグリッド化のための資機材整備等による自主防災組織の防災力向上への支援に取り組む。 (7) 対応手順の整理 複数箇所で集落が孤立化することを想定し、行政としての対応手順（集落内の状況確認体制、道路啓開等の優先順位の基本的な考え方等）を整理する。 </
---	--

<u>（新設）</u>	<u>県と公益財団法人とやま国際センターは、県内の外国人支援を円滑に行うため、「富山県災害多言語支援センター設置ガイドライン」に基づき、富山県災害多言語支援センターの設置・運用に関する初動対応訓練を実施するとともに、被災経験や訓練を踏まえてガイドラインの継続的な見直しに努める。</u>	県災害対応検証を踏 まえた修正
<u>（新設）</u>	<u>(5) 要支援者の避難に関する好事例の共有等</u> <u>市は、避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例を参考に、市の抱える課題解決に向け検討する。</u>	
<u>（新設）</u>	<u>(6) 保健師等による健康管理</u> <u>市は、富山県の災害時の保健活動マニュアルを参考に、災害時保健活動マニュアルを作成するとともに、平常時から災害時に備えた体制整備を行う。</u>	
4 市の取り組み (3) 避難行動要支援者名簿の作成等について オ 適正な情報管理のための措置について 市は、地域防災計画に定めるところにより、市消防本部、高岡警察署、福祉専門職、民生委員・児童委員、高岡市社会福祉協議会、地区・校下社会福祉協議会		

(略) (8) 防災教育・防災訓練 要配慮者の災害時等の支援について、「災害時要援護者避難支援計画」等により <u>(追加)</u> 普及、啓発に努める <u>(追加)</u>。また、要配慮者の避難訓練を実施する。	<u>努めるものとする。</u> (略) (8) 防災教育・防災訓練 要配慮者の災害時等の支援について、「災害時要援護者避難支援計画」等により <u>災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努めるとともに要配慮者自身による自助対策（家具の固定、備蓄品や持ち出し品の用意、近所との関係づくりなど）を推奨するものとする。</u> また、要配慮者の避難訓練を実施する。	県災害対応検証を踏まえた修正
第 12 節 救急・救助体制の整備	第 12 節 救急・救助体制の整備	
第 1 救急・救助体制の確保	第 1 救急・救助体制の確保	
3 市の取り組み	3 市の取り組み	
(6) 医療機関との連携体制	(6) 医療機関との連携体制	
ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制 同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広		

置するものとし、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。<u>(新設)</u> また、災害時には、医療救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。<u>(追加)</u> 4 医療機関等の取り組み (3) 災害拠点病院 イ 基幹災害拠点病院 (略) ・基幹災害拠点病院は、<u>高岡市民病院</u>災害時の患者受入れ、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。 第2 災害時における医療体制 1 医療対策本部の設置 災害時において、災害対策本部のもとに<u>(追加)</u>医療対策本部を設置する。<u>(新設)</u>	本部を設置するものとし、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。<u>なお、市医師会及び公的病院等は、災害対策本部と通信の途絶等のため、要請を待って設置すると、医療救護の時機を失する場合等、緊急でやむを得ない場合においては、本部長の要請を待たずに、医療対策本部を設置するものとする。</u> また、災害時には、医療救護所〔初期救急医療（トリアージをともなう医療救護活動）を行う場所〕の設置を行う。<u>そして、大規模災害時に、県が保健医療福祉調整本部を立ち上げた際、市は県・厚生センター、医師会等と保健医療福祉に関する情報収集・課題分析、受援の調整等を連携し実施する体制を整える。</u> 4 医療機関等の取り組み</
--	---

 The flowchart on the left illustrates a disaster medical response system. It starts with '救出・救助' (Rescue/First Aid) leading to '搬送' (Transfer), then '医療・救護' (Medical/First Aid), and finally '本格治療' (Formal Treatment). A box labeled '消防' (Fire Department) is connected to '災害現場' (Disaster Site). '医療・救護' leads to '医療救護所' (Medical/First Aid Station), which contains 'トリアージ' (Triage), '応急処置' (First Aid), and 'DMAT JMAT' (Disaster Medical Assistance Team/Joint Medical Assistance Team). '応急処置' leads to '公的4病院 後方病院' (Public 4 Hospitals, Rear Hospital). '公的4病院 後方病院' leads back to '医療救護所' via '(重傷病者)' (Severely injured patients). '医療救護所' also leads to '公的4病院 後方病院' via '(重傷病者)'. '公的4病院 後方病院' leads to '医療救

(新設) 第 2 各主体の役割 1 市民 (略) イ 土砂災害危険箇所、避難路、避難所の把握 (略) 3 市の役割 ア 危険箇所における安全対策の推進 第 17 節 河川・海岸災害予防 (略) <対策の方針（達成目標）> 国、県及び市は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る追加。 (略) 第 1 施設の整備追加 (新設) 第 19 節 農地・農業用施設等の災害予防 第 2 体制の整備 1 災害時に備えた体制の整備 (3) 施設の点検 警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、臨時点検基準により県や土地改良区等と連携して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。	市及び県は、防災アプリや、市のデジマップ@たかおか、県のシームレスデジタル防災マップなどの活用を促すとともに、土砂災害発生時に、デジタル技術を活用して避難に関する
--	--

(略) 第 1 災害発生時等の活動体制 1 出動体制及び基準 (略) <table><tr><th>出動基準等</th><th>職員の 出動基準</th><th>本部設置基準</th><th>業務内容</th><th>出勤担当</th></tr><tr><td> ・大雨警報、洪水警報発表 ・台風など、風水害の発生の恐れがある場合 </td><td>警戒体制</td><td>—</td><td>気象情報及び被害状況の把握を主に実施する。</td><td>・情報収集伝達班（初動体制）</td></tr><tr><td> ・大雨警報、洪水警報発表 ・各河川が氾濫注意水位を観測し、なお水位の上昇の恐れがあるとき ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で判定基準を超過、又はさらに高まると予想されるとき </td><td>第 1 次 出動体制</td><td>災害警戒本部第 1 本部長：副市長 副本部長：総務部長</td><td>被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。</td><td>・災害警戒本部第 1 体制 事務局員 ・主管課長</td></tr><tr><td> ・大雨警報、洪水警報発表 ・河川水位が氾濫注意水位を観 </td></tr></table>	出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当	・大雨警報、洪水警報発表 ・台風など、風水害の発生の恐れがある場合	警戒体制	—	気象情報及び被害状況の把握を主に実施する。	・情報収集伝達班（初動体制）	・大雨警報、洪水警報発表 ・各河川が氾濫注意水位を観測し、なお水位の上昇の恐れがあるとき ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で判定基準を超過、又はさらに高まると予想されるとき	第 1 次 出動体制	災害警戒本部第 1 本部長：副市長 副本部長：総務部長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	・災害警戒本部第 1 体制 事務局員 ・主管課長	・大雨警報、洪水警報発表 ・河川水位が氾濫注意水位を観
出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当												
・大雨警報、洪水警報発表 ・台風など、風水害の発生の恐れがある場合	警戒体制	—	気象情報及び被害状況の把握を主に実施する。	・情報収集伝達班（初動体制）												
・大雨警報、洪水警報発表 ・各河川が氾濫注意水位を観測し、なお水位の上昇の恐れがあるとき ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で判定基準を超過、又はさらに高まると予想されるとき	第 1 次 出動体制	災害警戒本部第 1 本部長：副市長 副本部長：総務部長	被害状況の把握及び必要な応急対策を実施する。	・災害警戒本部第 1 体制 事務局員 ・主管課長												
・大雨警報、洪水警報発表 ・河川水位が氾濫注意水位を観																

出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当	出動基準等	職員の 出動基準	本部設置基準	業務内容	出勤担当	
・<u>特別警報発表</u> ・大雨警報・洪水警報が発表され、かつ河川水位が避難判断水位を観測し、2時間後に氾濫危険水位に達すると予想されるとき ・甚大な被害の災害の発生が見込まれるとき、又は発生したとき ・<u>新設</u>	第3次 出動体制	災害対策本部 本部長：市長 副本部長： 副市長	<u>被害状況に応じて</u> 災害対策本部を <u>(追加)</u> 設置する。	・全職員	①<u>本市に次の特別警報が1以上発表されたとき</u> ・<u>大雨特別警報</u> ・<u>暴風特別警報</u> ・<u>高潮特別警報</u>					

(1) 災害対策本部の設置基準 <u>(新設)</u> (略) <u>(新設)</u> (略) なお、<u>災害時の庁舎の倒壊、浸水等による本部機能が喪失</u>した場合、以下の施設を<u>災害対策本部</u>の代替施設とする。 <table><tr><td>第1順位</td><td>消防本部 <u>3</u>階講堂</td></tr><tr><td><u>第2順位</u></td><td><u>福岡支所 401 会議室</u></td></tr></table>	第1順位	消防本部 <u>3</u> 階講堂	<u>第2順位</u>	<u>福岡支所 401 会議室</u>	(1) 災害対策本部の設置基準 <u>市長は、次の基準に達したときは、災害対策本部を自動設置する。</u> (略) <u>オ 顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表されたとき</u> (略) なお、<u>災害対策本部が被災</u>した場合、以下の施設を <u>(削除)</u> 代替施設とする。 <table><tr><td><u>代替施設</u></td><td>消防本部 <u>2</u>階講堂</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	<u>代替施設</u>	消防本部 <u>2</u> 階講堂	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	県災害対応検証を踏 まえた修正 消防新庁舎整備に合 わせ修正
第1順位	消防本部 <u>3</u> 階講堂									
<u>第2順位</u>	<u>福岡支所 401 会議室</u>									
<u>代替施設</u>	消防本部 <u>2</u> 階講堂									
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>									

第 4 災害情報の伝達 1 伝達体制 (1) 気象予報等の伝達 キ 市は、さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、<u>(追加)</u> 防災行政無線（戸別受信機を含む。）、<u>全国瞬時警報システム（J－A L E R T）</u>、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>、<u>ワンセグ</u>等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。		<table><tr><td></td><td><u>火災注意報</u></td><td><u>林野火災注意報</u></td></tr><tr><td><u>対象火災</u></td><td><u>火災全般</u></td><td><u>林野火災に限定</u></td></tr><tr><td><u>発令指標</u></td><td><u>次の①又は②のいずれかの条件に該当</u> <u>①相対湿度が 45%以下にして、風速が 7 m/s 以上となり、消防長が必要と認めるとき。</u> <u>②平均風速が 8 m/s 以上となり、消防長が必要と認めるとき。</u></td><td><u>次の①又は②のいずれかの条件に該当するとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができる。</u> <u></u></td></tr></table>		<u>火災注意報</u>	<u>林野火災注意報</u>	<u>対象火災</u>	<u>火災全般</u>	<u>林野火災に限定</u>	<u>発令指標</u>	<u>次の①又は②のいずれかの条件に該当</u> <u>①相対湿度が 45%以下にして、風速が 7 m/s 以上となり、消防長が必要と認めるとき。</u> <u>②平均風速が 8 m/s 以上となり、消防長が必要と認めるとき。</u>	<u>次の①又は②のいずれかの条件に該当するとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができる。</u> <u></u>
	<u>火災注意報</u>	<u>林野火災注意報</u>									
<u>対象火災</u>	<u>火災全般</u>	<u>林野火災に限定</u>									
<u>発令指標</u>	<u>次の①又は②のいずれかの条件に該当</u> <u>①相対湿度が 45%以下にして、風速が 7 m/s 以上となり、消防長が必要と認めるとき。</u> <u>②平均風速が 8 m/s 以上となり、消防長が必要と認めるとき。</u>	<u>次の①又は②のいずれかの条件に該当するとき。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができる。</u> <u></u>									

(3) 被災者台帳（被災者支援システム）の整備 受給資格がある被災者に対し、制度の案内が行われない、又は被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生する事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害時の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。 <u>(新設)</u>	<u>の整備に努めるものとする。</u> (3) 被災者台帳（被災者支援システム）の活用 受給資格がある被災者に対し、制度の案内が行われない、又は被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生する事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害時の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備する。 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するものとする。</u>	県災害対応検証を踏まえた修正
--	--	-----------------------